

戦争・死刑と国家。そして国家と人民 (103)

(Eメールニュース「みやぎの九条」2018年9月15日号収載)

小田中 聡樹

(東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

第三章 TPP と経済的問題

I TPP

一 まず TPP(環太平洋経済連携協定)に関するさまざまな動きをフォローする。

(1) ①2016年8月31日、北海道旭川市で「官邸主導の農政改革と TPP に断固反対する全道農民集会」(主催・北海道農民連盟)が開かれ、道内各地から1000人が集まり、緊急決議「台風などによる農産物被害対策に関する」、決議「農業・農村を崩壊させる官邸主導の農政改革と、TPP 国会承認の断固反対を求める」とを参加者全員で確認した。

そして集会後に参加者はデモ行進した。

②主催者の石川委員長は、次のように呼びかけた。

“安倍農政の暴走やアベノミクスは、地域で働き暮らす私たちにとって何の恩恵もなく、負の財産でしかないことを道民の意思として政府に訴えていこう”、と。

(2) ①2016年9月7日、TPP 対策として、農家の減収に備えて、収入保険制度の今後の検討事項に関する「論点整理案」が

政府・与党によって検討されていることが判明した(9月8日河北新報)。

②同案の骨子は、農産物の価格下落による収入減を、直近5年間の平均収入の8～9割をめどに確保できるよう穴埋めするという仕組みであるが、但し補償内容を一律とせず、農家が保険料負担に見合う形で選択できるという方式である。

つまり、農家が掛ける保険料に見合った金額で農産物の価格下落を保障するというシステムであり、約めていうならば農業を保険会社に「売り渡す」ものである。

③なお、政府の有識者会議や自民党の農林関係会合で詳細を詰めて2016年11月に具体案をとりまとめ、2017年度通常国会に関連法案を提出するという(前掲河北新報)。

(3) ①9月23日、安倍首相は、キューバのハバナで記者会見し、9月26日召集の臨時国会で TPP の承認案件と関連法案の早期成立に向け全力を挙げる方針を示した(河北新報9月24日)。

②この方針は、9月26日開会した第192回臨時国会における安倍首相の所信表明演説の中でも強調された(9月27日赤旗)。

その演説で、安倍首相は、①アベノミクス加速、一億総活躍社会、地方創生、地球儀俯瞰外交の項目を並べた上で、②「地方創生」の中で、③TPPの早期発効を大きなチャンスとして、農林水産物輸出1兆円目標の早期達成を目指すこと、④農家所得を増やすため、生産から加工・流通まであらゆる面での構造改革を進めていくこと、⑤年内を目途に改革プログラムを取りまとめることを述べ、TPP早期発効に意欲を示した。

(4) ①ところがTPPについては、疑惑＝輸入米価格偽装が発覚した(9月28日赤旗)。

②この疑惑とは何か。③安い輸入米による国内農業への影響を防ぐために、国は「売買同時入札」(SBS)と呼ばれる制度を採ってきた、④そしてSBSでは、商社が調達した外国産米を国が買い取り、“輸入差益”(事実上の関税)を上乗せして、卸業者に売り渡す、⑤これによって、輸入米の国内販売価格は国産米と同水準となると政府は説明してきた、⑥ところが実際には、商社が輸入価格を高く偽装し、卸業者に「調整金」(リベート)を渡す行為が横行した、⑦そのため国産米より安い外国産

米が市場に流通する事態が生じた、⑧この実態(疑惑)を遅くとも2年後に把握していたのに放置してきた、⑨安倍政府はTPP合意に基づいて新たに76万トンの外国産米を受け入れることを決定した、⑩そして外国産米の輸入量が増えてもSBSにより国内農業には影響は及ばないという試算を示してきた(9月28日赤旗)。

③ところがSBSには、前述のように抜け道があり、輸入米は国産米より安く流通していたのが実態である。

となると、TPPが農家に与えるダメージは大きなものになり、TPPが実際に果たす役割は日本農業つぶしだとする批判が正しいことになるのである。

II 経済的問題(経済と貧困)

(1) ①9月9日、厚生労働省に於いて、有識者による検討会の初会合が開かれた。そこでは「36協定」(労働基準法36条)について検討がなされ、安倍政府が2016年6月に閣議決定した「一億総活躍プラン」の中に盛り込まれた「36協定のあり方の検討」に沿った議論(残業時間を厳しく規制する新たな制度の導入)が焦点になる(9月10日朝日新聞)。

②その新たな規制としては、様々な案が浮上している。最も厳しいものは残業時間の上限を労基法に明記して「抜け穴」をつぶし、上限を超える働かせ方をした企業に

罰則を科する案や、上限に法的な強制力を持たせず行政指導にとどめる案もありうるとされている。

③同検討会は2016年末ごろに論点整理を終え、安倍政府は、それを踏まえ月内にも初会合を開く「働き方実現会議」で改革の道筋をつけたい、としている（9月10日朝日新聞）。

③では、現在の残業時間の実態とは如何なるものか。

④これ迄のしくみでは、労基法36条に基づき残業時間の上限は労使の合意による36協定で定めることができるが、法定労働時間＝労基法32条（一週間の上限は40時間、一週間の各日＝一日当たりの上限は8時間）を超える残業には「一ヶ月45時間」という基準があるが、この基準は行政指導の基準であり、法的強制力はないとされている。さらに仕事が忙しいという「特別の事情」があれば、特別条項がついた協定を労使が結ぶことで残業時間を事実上無制限とする「抜け穴」があり、この特別条項で過労死認定基準の「月80時間超」を上限とする企業も少なくないという（前掲朝日新聞）。

なお、厚労省によると、国内の事業場で特別条項付きの「36協定」があるのは、22.4%。特別条項の上限が「月80時間超」の事業場も4.8%にのぼり、大企

業に絞れば、この比率は14.6%に達するという（前掲朝日新聞）。

⑤このような実態、数字と労基法規定とからみて浮かび上がってくるのは、日本社会が構造的な過労死問題を抱えている社会だということである。

⑥では、この過労死問題を安倍政府は、解決できるのであろうか。

過労死問題を「一億総活躍」のプランの一環として潜り込ませたことから窺い知ることができることは、同政権には、過労死を個人の自己責任として処理し放置することはあっても、政策として過労死問題に取り組むことを期待できないことである。

(2) ②2016年9月21日の赤旗紙の報道によれば、生活保護の老齢加算復活を求める生存権訴訟が9都道府県で原告100人以上になり、その生存権裁判は兵庫裁判を残すのみとなった。

この兵庫裁判は、二審判決後、最高裁に上告しており、今や最高裁が大法廷を開くように求める運動が全国的に展開されている。この裁判は、安倍政権の打ち出す社会保障制度後退に対する歯止めとしての役割を担うものであり、憲法25条（生存権保障）を守り発展させる闘いである（9月21日赤旗）。

⑥原告の一人、一人暮らしの勇誠人さんの場合、老齢加算の廃止で高齢保護世帯の

給付は約 15～20%減り、月額 7 万円程度の生活であるという。勇さんは 2016 年 8 月末、病を押して最高裁への要請を行い、その生活の窮状を訴え、「憲法で保障された健康で文化的な生活とは何か」「大法廷で私たちの訴えを直接聞いてほしい」と訴えた。

◎この生存権裁判で大阪高裁は、日本が批准する国際規約（社会権規約）が規定する制度後退禁止を認め、“法や憲法に反映されるべきもの”としつつも、老齢加算廃止が違反していないかを検討する必要があると判断した。そして大阪高裁判決は、実質的審査をせずに、加算廃止は制度後退の「例外にあたる」とし、その違憲性・違法性を否定したのである。

④最高裁での重要な争点の一つは、立証責任を負う厚労相が、加算廃止を正当化できる理由があるのかについて実質的審査に耐え得る主張・立証ができるか否かである。

◎同裁判弁護団の松山秀樹事務局長は指摘する。“（最高裁が制度後退禁止原則に関する判断を示す意義について）憲法で保障された一つの基準になれば、今後の社会保障の引下げに対しても大きな歯止めになるだろう、”と。

①生存権裁判の担う重要性は、広く深いものがある。生活保護基準は、最低賃金、

年金、医療、介護、課税基準、就学援助などに連動しており、国民生活の土台となっているからである。

(3) (a) 9月 24、25 日の両日、全労連青年部は東京都内で第 29 回定期大会を開いた（9月 27 日赤旗）。

(b) この大会で採択された運動方針は、①最低賃金の引上げなど、働き続けられる労働条件を求める、②平和と憲法を守る、③青年が将来に希望を持てる政治に転換する取り組みを進める、などである。

(c) あいさつした矢沢純副部長は、次のように述べた。

“①参院選で野党共闘が 11 の一人区で勝利した。

②安倍首相は、口では“一億総活躍”と言うが、やっていることは労働法制や社会保障の改悪だ。たたかう労働組合の青年部として、最低賃金の引上げ運動など行動していこう。”

以上である。

(4) ④9月 26 日、静岡県伊東市で、“全国生活と健康を守る会連合会”（全生連）第 41 回全国大会が開かれた。

全体会討論が行われ、36 人が発言し、安倍政権が推進する社会保障改悪と労働法制規制緩和などが引き起こす深刻な実態が語られた。その一例を記すことにする。

ある大阪のコンビニの「名ばかり店長」だった男性（29歳）が全生連のビラを持って事務所に駆け込み、生活保護を受けたこと、労働規制の緩和がこうした事例を造り出していることを語った。

①労働規制緩和政策がコンビニ労働者の生活を追い詰めていることを、私は本稿に記すまで知らなかったというのが正直なところである。

(5) ①9月25日、“奨学金問題と学費を考える兵庫の会”が神戸市で「3周年の集い・総会」を開いた（9月29日赤旗）。

②この「つどい・総会」で、布施裕仁（ジャーナリスト）が、「奨学金と経済的徴兵制」について講演した。その概要は次の通りである。

④アメリカ軍兵士の志願理由の上位が奨学金と医療であり、徴兵制を敷かなくても貧困やセーフティネットの不備によって兵士が集めることのできる「経済的徴兵制」の仕組みを報告。

⑥日本でも自衛官の出身地と貧困が関連し、奨学金返済のために入隊する大学卒業者が増加していることを報告。

◎少子化や安保関連法による応募者減少で、入隊を前提にした奨学金制度やマイナンバーを利用し、体験入隊や防災教育などを通じて学校教育に介入する動きを紹介。

①給付制奨学金や雇用の安定など、憲法9条とともに憲法25条（生存権保障）の両方を守ることが戦争を止め平和を守ることになると強調。

③原理的に考えるならば、生存権の保障と非戦の戦後の平和国家にとっては車の両輪であり、民生の安定こそ平和を保障する力である。

このことを、上記「つどい・総会」は語っているのである。

(6) ①9月27日、安倍内閣は、「働き方改革実現会議」の初会合を開いた（同会議議長は安倍首相。関係閣僚8人、民間人15人で構成）。

②あいさつに立った安倍首相は、次のように述べた（9月28日赤旗）。

①スピードと実行力が問われる。もはや先送りは許されない。必ずやり遂げる。

「働き方改革」によって労働生産性を改善し、労働参加率を上昇させていきたい、と。

③そして検討テーマとして次の9項目をあげ、来年（2017年）3月までに実行計画を取りまとめるとの考えを提示。

○長時間労働の是正 ○同一労働同一賃金 ○処遇改善 ○転職支援 ○柔軟な働き方 ○高齢者の就業促進 ○外国人材の受け入れ、などの9項目。

③このような考え方は、9月29日、参議院本会議で行った答弁で具体化された（共産党市田忠義議員の代表質問への答弁）。

そこで、先ず市田質問の要旨を、次に安倍首相の答弁の要旨を紹介することとする（前掲赤旗）。

④市田質問の要旨

①首相は、「働き方改革」として「長時間労働をなくす」「同一労働・同一賃金を実現する」と言った。本気でそう思われるなら、異常な長時間労働の規制こそ急務であり、なかでも事実上青天井になっている残業時間上限の法的規制は待ったなしである。昨年、日本経団連・経済同友会の役員企業35社のうち33社が「月45時間」の大臣告示を超える残業協定を結んでいた。さらに28社、90%は政府が過労死ラインとしている80時間を超える協定を結んでいた。こうした状況を放置することは許されない。残業は“月45時間、年間360時間”という大臣の告示を法定化するなどの厳格な法的規制を行うべきだと考えるが、首相にその意思はあるか。

②日本経団連は“時間ではなく成果”で評価する労働時間制度の導入、裁量労働制の対象拡大を要求している。これは、“残業代ゼロ法案”を成立させようとするものであり、政府がこの要求に応じれば、より

一層の長時間労働を強いることになるのは明らかである。したがって“残業代ゼロ法案”は撤回すべきである。

◎首相は“非正規”という言葉がなくそうと言われたが、なくすべきは現実に進む職場全体の“非正規社員化”の実態である。

③以上が市田質問の要旨である。要するに、市田質問は、長時間労働の法的規制を行うべきこと、残業代ゼロ法案を撤回すべきこと、なくすべきは職場全体の“非正規社会化”の実態であること、を指摘したのである。

④では市田質問に対し、安倍首相の答弁の内容を摘記する（前掲赤旗）。

①“働き方改革実現会議”（前記）において、時間外労働の上限規制の在り方を含め、長時間労働の是正について、働く人の立場・視点に立って議論を進め、年度内に具体的な働き方改革実行計画を取りまとめ、関連法案を提出すること。

②現在提出している労働基準法改正案は、長時間労働を是正し、働く人の健康を確保しつつ、その意欲や能力を發揮できる新しい労働制度の選択を可能とするものであり、“残業ゼロ法案”との批判は当たらないこと。

◎非正規雇用については、着実に改善されていること。“非正規雇用という言葉

日本国内から一掃する”という意味は、どの働き方を選択しても、しっかりとした処遇を受けられるようにし、人々が自分のライフスタイルに合わせて、多様な働き方を自由に選択できるようにすることであること。

④派遣元で常時雇用される派遣労働者は、いわゆる正社員とは捉えていないこと。

以上である。

◎右のような安倍答弁の基調をなしている考え方は、長時間労働時間の法的規制を

すべきだという考え方を斥け、長時間労働の規制の問題を各人の働き方・ライフワークの「選択の問題」に置き換え、すり替えていることである。

このことは、いわゆるアベノミクス（安倍政府の経済・社会政策）が新自由主義（自由競争、市場開放、弱肉強食こそが経済活性化の万能薬であるという歪んだ考え方）に立脚していることの帰結であると考ええる。

（以下次号）